

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○宮城県議会定例会の招集

(財政課)

一

○介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の徴収事務の委託

(長寿社会政策課)

一

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産業振興課)

一

○土地区画整理組合の定款変更の認可

(都市計画課)

一

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(同)

二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く指定自立支援医療機関の指定の辞退

(同)

二

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

三

告 示

○宮城県告示第三百七十五号

令和六年六月十三日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和六年六月四日

○宮城県告示第三百七十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料徴収事務

三 指定年月日

令和六年五月一日

四 委託年月日

令和六年五月一日

五 委託期間

令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網地島加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

仙台市宮城野区岩切字羽黒前八十九番地

三 設立認可の年月日

令和三年十二月一日

四 変更の内容
事務所の所在地

(変更前) 第五条 この組合の事務所は、仙台市宮城野区岩切字羽黒前八十九番地に置く。
(変更後) 第五条 この組合の事務所は、宮城郡利府町岩切字羽黒前八十九番地に置く。

五 変更認可の年月日

令和六年五月二十八日

○宮城県告示第三百七十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富谷市明石台七丁目一番地三

三 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十日

四 変更認可の年月日

令和六年五月二十九日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アトラス調剤薬局	多賀城市高橋一―三―二五―一	令和六年五月一日

アイベル薬局 の杜店	しあわせ 大和町小野字菖蒲沢八三番地の二(16 B4L)	令和六年五月一日
---------------	------------------------------------	----------

くまの薬局	名取市高館熊野堂字岩口下四五番七号	令和六年五月一日
-------	-------------------	----------

ひかり薬局岩沼	岩沼市桜二丁目二―一四	令和六年五月一日
---------	-------------	----------

ななほし薬局	栗原市若柳字川北中町一八	令和六年五月一日
--------	--------------	----------

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年六月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二二三番地二	令和六年三月三十一日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三―四―一二七	令和六年三月三十一日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第六号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年六月四日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和六年六月十日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設設葵の園・仙台東の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設設春風のころ 同 市若林区日辺字沖田一五番

附 則

この告示は、令和六年六月四日から施行する。